



24 高教福第 461 号
平成 24 年 7 月 24 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高 知 県 教 育 長

骨髄又は末梢血幹細胞の提供に係る休暇について（通知）

このことについて、公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成 6 年高知県人事委員会規則第 48 号）の一部が改正されました。

改正の内容及び休暇の取扱いは、下記のとおりですので、貴管内の学校に周知するとともに適正な事務処理を行っていただきますようお願いします。

記

1 骨髄又は末梢血幹細胞の提供に係る休暇の内容

職員が骨髄移植のための骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のための末梢血幹細胞の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は、配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、骨髄移植のため骨髄若しくは末梢血幹細胞移植のため末梢血幹細胞を提供する場合で、当該申出又は、提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないと認められるときに、必要と認める日又は時間について特別休暇による取扱いとしたものであること。

2 施行期日

平成 24 年 7 月 24 日

3 運用上の留意事項

- (1) 今回の措置は、一定の親族を対象としたものを除き、骨髄又は末梢血幹細胞の提供のための行為について特別休暇を認めるものであり、骨髄バンク事業以外で骨髄又は末梢血幹細胞の提供を行う場合も認めるものであること。
- (2) 休暇の期間については、検査、入院等のそれぞれについて「必要と認める日又は時間」であるが、骨髄データセンター等への往復に要する時間を含むものであること。なお、骨髄又は末梢血幹細胞の提供を原因として他の疾病を発症した場合については、その時点から病気休暇として取り扱うものであること。
- (3) 骨髄バンク事業のドナーが、途中段階で辞退したとしてもそれ以前の行為については特別休暇として取り扱えるものであること。
- (4) 職員が、配偶者、血族の父母（養父母を含む。）、子（養子を含む。）及び血族の兄弟姉妹（養子縁組によって生じる兄弟姉妹を含む。）に対して骨髄又は末梢血幹細胞を提供する場合は、事前の検査等は年次有給休暇で対応しなければならないが、骨髄又は末梢血幹細胞の採取に伴う入院期間については病気休暇として取り扱えるものであること。

新 旧 対 照 表

新	旧																
公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） （特別休暇） 第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。	公立学校職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（抜粋） （特別休暇） 第12条 条例第15条の特別休暇は、次の表に掲げるとおりとする。																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th><th>承認を与える期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (17) 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>(18) 骨髄又は末梢血幹細胞の提供（職員が骨髄移植の提供希望者として登録し、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないとき。）</td><td>そのつど必要と認める日又は時間</td></tr> <tr> <td>(19) ～ (21) 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	原因	承認を与える期間	(1) ～ (17) 略	略	(18) 骨髄又は末梢血幹細胞の提供（職員が骨髄移植の提供希望者として登録し、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないとき。）	そのつど必要と認める日又は時間	(19) ～ (21) 略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>原因</th><th>承認を与える期間</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) ～ (17) 略</td><td>略</td></tr> <tr> <td>(18) 骨髄提供（職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として登録し、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないとき。）</td><td>そのつど必要と認める日又は時間</td></tr> <tr> <td>(19) ～ (21) 略</td><td>略</td></tr> </tbody> </table>	原因	承認を与える期間	(1) ～ (17) 略	略	(18) 骨髄提供（職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として登録し、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないとき。）	そのつど必要と認める日又は時間	(19) ～ (21) 略	略
原因	承認を与える期間																
(1) ～ (17) 略	略																
(18) 骨髄又は末梢血幹細胞の提供（職員が骨髄移植の提供希望者として登録し、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないとき。）	そのつど必要と認める日又は時間																
(19) ～ (21) 略	略																
原因	承認を与える期間																
(1) ～ (17) 略	略																
(18) 骨髄提供（職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者として登録し、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に、又は配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合で、当該申出又は提供に伴い必要な検査、入院等のため勤務しないことがやむを得ないとき。）	そのつど必要と認める日又は時間																
(19) ～ (21) 略	略																
2 ～ 5 略	2 ～ 5 略																